



平成29年3月13日

## プレスリリース

報道各位

理事会決議事項について

平成29年3月13日開催の第240回定例理事会において下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 平成28年度定率会費確定（案）の件

原案どおり承認された。

＊予納額を確定額とする。

大阪コメ 29 円（税抜）

東京コメ 54 円（税抜）

新潟コシ 29 円（税抜）

その他の商品 49 円（税抜）

#### 2. 平成29年度事業計画及び収支予算（案）の件

原案どおり第46回臨時総会に付議することが承認された。

＊コメ先物市場の本上場の実現に向けて取引参加者の裾野拡大を加速させるとともに、安定的な市場運営に向けて盤石な経営基盤の構築、次世代商品の調査研究及びデリバティブの普及啓蒙活動に取り組むもの。

＊予算案総額は 331,210,000 円（前年比 4.7%減）

引き続き振興関係費に重点を置きながら経費節減に努めるもの。

3. 平成29年度会費の賦課及び徴収方法（案）の件

原案どおり第46回臨時総会に付議することが承認された。

＊定額会費

受託会員 125,000 円（税抜）

一般会員 20,000 円（税抜）

＊予納定率会費

大阪コメ、新潟コシ 30 円（税抜）

東京コメ 55 円（税抜）

その他の商品 50 円（税抜）

＊受渡手数料

100 円（税抜）

4. 第46回臨時総会付議事項及び日時（案）の件

原案どおり承認された。

＊日 時 平成29年3月30日（木）午後3時

＊場 所 本所6階大会議室

＊議 案

① 平成29年度事業計画及び収支予算（案）の件

② 平成29年度会費の賦課及び徴収方法（案）の件

5. 農産物（大阪コメ）現物先物取引価格調整表（案）及び農産物（東京コメ）

現物先物取引価格調整表（案）の制定について（資料1-1及び資料1-2）

原案どおり承認された。

以 上

平成 29 年 3 月 13 日制定

## 農産物（大阪コメ）現物先物取引価格調整表

平成 29 年 10 月限～平成 30 年 9 月限適用

大阪堂島商品取引所

(60 kgにつき)

| 標準品   | 平成 29 年産 大阪コメ（滋賀県産コシヒカリ及び三重県産コシヒカリ）<br>農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品 |          |            |            |                    |
|-------|-------------------------------------------------------------------|----------|------------|------------|--------------------|
| 受渡供用品 | 国内産コシヒカリ<br>農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品及び 2 等品                     |          |            |            |                    |
|       | 平成 29 年産                                                          |          | 平成 28 年産   |            |                    |
|       | 1 等                                                               | 2 等      | 1 等        | 2 等        | 供用期限               |
|       | 調整額                                                               | 調整額      | 調整額        | 調整額        |                    |
|       |                                                                   | 減額 600 円 | 減額 1,500 円 | 減額 2,100 円 | 平成 29 年<br>12 月限まで |

## 【備考】

- 受渡品故障申立て（品質のみ）の値引限度額は、60kg につき 600 円とする。
- 福島県産コシヒカリの地域区分は以下の通りとする。
  - 会 津……会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡又は南会津郡のいずれかを生産地とするもの
  - 中通り……福島市、郡山市、二本松市、伊達市、須賀川市、白河市、田村市、本宮市、伊達郡、安達郡、田村郡、岩瀬郡、石川郡、西白河郡又は東白川郡のいずれかを生産地とするもの
  - 浜通り……いわき市、相馬市、南相馬市、相馬郡又は双葉郡のいずれかを生産地とするもの
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
  - 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第 244 号）に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
  - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のものであって、正味 30kg 紙袋のもの
  - 食品衛生法に抵触しないもの
  - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第 3 条及び第 5 条に規定する記録が作成され、かつ、同法第 4 条に規定する産地情報の伝達が行なわれたもの
  - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第 63 号）第 1 条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
  - 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1 袋の量目が正味 30kg の水稻うるち玄米
  - 一般流通品以上の品位を有するもの
  - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
- 貨物運送運賃は別に定めるとおりとする。

平成 29 年 3 月 13 日制定

## 農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表

平成 29 年 10 月限～平成 30 年 9 月限適用

大阪堂島商品取引所

(60 kgにつき)

| 標準品   | 平成 29 年産 東京コメ（群馬県産あさひの夢、栃木県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ、千葉県産ふさこがね）<br>農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品 |          |            |            |                    |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------|------------|--------------------|
| 受渡供用品 | 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品及び 2 等品                                                               |          |            |            |                    |
|       | 平成 29 年産                                                                                        |          | 平成 28 年産   |            |                    |
|       | 1 等                                                                                             | 2 等      | 1 等        | 2 等        | 供用期限               |
|       | 調整額                                                                                             | 調整額      | 調整額        | 調整額        |                    |
|       |                                                                                                 | 減額 600 円 | 減額 1,000 円 | 減額 1,600 円 | 平成 29 年<br>12 月限まで |

## 【備考】

- 受渡品故障申立て(品質のみ)の値引限度額は、60kg につき 600 円とする。
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
  - 農産物検査法に基づく農産物規格規程(農林水産省告示第 244 号)に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
  - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のものであって、正味 30Kg 紙袋のもの
  - 食品衛生法に抵触しないもの
  - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達が行なわれたもの
  - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(農林水産省令第 63 号)第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
  - 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味 30kg の水稻うるち玄米
  - 一般流通品以上の品位を有するもの
  - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
- 貨物運送運賃は別に定めるとおりとする。